

産休等代替職員確保支援事業 平成 29 年度は終了しました。

対象となる看護職員のおられる事業所様は早目に応募下さい

★事業

① 勤務する看護職員が産休・育休・介護休暇を取得する際、代替のための看護職員を雇用する場合その経費（上限 4,080 千円）の 1/2 を助成します。

★対象となる経費

1. 代替職員に支払う給与費（給料、報酬、賃金、法定福利費、賞与及び手当を含む）
2. 代替職員を派遣している派遣会社に支払う派遣料金（紹介手数料は含まない）

★補助金の額・・・1時間当たり2千円上限 補助率 2分の1

※応募多数の場合 補助率の調整をさせていただく事があります



< 産 前 産 後 休 業 >

出産予定日を含む6週間（多胎児妊娠の場合は14週間）の前日から産後8週間を経過するまでの期間

< 育 児 休 業 >

子が1歳に達するまで（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に1年間）の間に休業する期間

< 介 護 休 業 >

対象家族一人につき常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日迄、家族を介護する為に休業する期間

★代替職員の雇用条件

- (1) 代替職員は保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持つ者とする。
- (2) 代替職員の雇用は1年未満とする。
- (3) 代替職員の雇用出来る期間（勤務時間）は現任看護職員が休暇を取得する時間数の合計までとする。
- (4) 代替職員が従事する業務は、休暇を取得する現任看護職員が現に従事する業務も含め、当該訪問看護ステーションにおける看護に関する業務とする。

★補助決定条件

現任看護職員の現職（※）への復帰について、就業規則に規定していること。

- （※）現職とは、
- ① 休業の職制上の地位が休業前より下回っていないこと
 - ② 休業前と休業後とで職務内容が異なっていないこと
 - ③ 休業後も休業前と同一の訪問看護ステーションに勤務していること



★募集期間

<予定>第1次締切：平成 29 年 7 月 31 日（対象期間：平成 30 年 3 月 31 日まで）

★申請手続き

補助金の交付を受けようとする訪問看護ステーションは、下記の書類を大阪府訪問看護ステーション協会宛に郵送してください。（各様式は 当協会HPからダウンロードできます）

- ① 補助金交付申請書（別表 2 第 1 号様式）
- ② 事業計画書（別表 2 第 1 号様式の 2）
- ③ 添付書類一覧表（別表第 1 号様式関係）
- ④ 所要額内訳（個表）



★問い合わせ先：一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

〒542-0012 大阪市中央区谷町 6-4-8 新空堀ビル 205号

TEL (06) 6767-3800 FAX (06) 6767-3801

要綱など詳しくは HPをご覧ください <http://care-net.biz/27/daihokan/>